

## 第2回懇話会等での素案に対する意見への対応について

資料2

No	素案に対する意見の概要	該当箇所	対応	修正内容
1	現方針の「人権教育・啓発活動を総合的に推進します」から「総合的に」を削除しているが、条例でも「総合的に」との記載があるので、残すべきではないか。	P5(26行目) 第2章 人権施策の推進 2 人権意識の高揚を図るための施策	条例との整合性も踏まえ、現方針と同じように「総合的に推進する」と <u>修正する</u> 。	資料4-①
2	人権侵害を受けた時に「黙って我慢した」人が約7割と記載しているが、加えて、行政に相談した人が減少していることも明記すべきではないか。	P12(26～27行目) 第2章 人権施策の推進 3 相談支援体制の整備	県や市町村の相談窓口で相談した人の割合が減少していること等を <u>追記する</u> 。	資料4-②
3	女性に対する暴力に関する国際社会の取組として、2019年に採択された「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を追加してはどうか。	P14 第3章 分野別施策の推進 1 女性  P47 第3章 分野別施策の推進 13 働く人	国際社会の取組欄に「『仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約』の採択」を <u>追加する</u> 。	資料4-③
4	DVや性犯罪の被害にあった女性への相談・支援体制の充実について記載すべきではないか	P16(31行目)～P17(1行目) 第3章 分野別施策の推進 1 女性	「DV被害者への各種相談窓口における相談機能の更なる充実、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」における総合的な支援等」を <u>追記する</u> 。	資料4-④
5	分野別施策「女性」の(3)ウ(イ)「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」等の対象部局について、健康や教育という点だけでなく、女性の意思決定という点から「総合政策部」は入ってこないのか。	P17(9行目) 第3章 分野別施策の推進 1 女性	当該箇所は第4次みやざき男女共同参画プランにおける取組項目20(性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援)、21(生涯を通じた健康の保持増進対策の推進)、22(健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進)が該当箇所となるが、当該項目の具体的施策の担当課は、健康増進課、薬務対策課、感染症対策課、スポーツ振興課である。 総合政策部としては、プラン全体の推進に取り組んでいくが、具体的施策は各部が担当するため、 <u>修正は行わない</u> 。	資料4-⑤
6	「児童の権利に関する条約」とあるが、「子どもの権利条約」も併記すべきではないか。	P18 第3章 分野別施策の推進 2 子ども	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に <u>修正する</u> 。	資料4-⑤

## 第2回懇話会等での素案に対する意見への対応について

資料2

No	素案に対する意見の概要	該当箇所	対応	修正内容
7	子どものいじめ防止対策として、「教職員の研修の充実」ととどまらず、「専門的知識をもった教員の確保」など入れるべきではないか。	P19(35行目) 第3章 分野別施策の推進 2 子ども	「教職員の研修の充実」を 「専門的知識をもった教員の育成」に <u>修正する</u> 。	資料4-⑥
8	懇話会時点の素案では「スクールカウンセラー等」となっているが、「スクールソーシャルワーカー」も明示すべきではないか。	P20(14～15行目) 第3章 分野別施策の推進 2 子ども	「スクールソーシャルワーカー」を <u>追記する</u> 。	資料4-⑦
9	分野別施策「子ども」に、子どもの貧困について記載すべきではないか。	P20(26～29行目) 第3章 分野別施策の推進 2 子ども	「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の内容を踏まえ、項目(子どもの貧困対策の推進)を <u>追加する</u> 。	資料4-⑧
10	分野別施策「高齢者」のP21では「振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法」、P23では「悪質商法や特殊詐欺など」となっている整合性をとる必要があるのではないか。	P21(6～7行目) P23(1行目) 第3章 分野別施策の推進 3 高齢者	文言を揃えるため、 P21の6行目について「振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法など」に、 P23の1行目について「特殊詐欺や悪質商法など」に <u>修正する</u> 。  なお、振り込め詐欺は特殊詐欺の1つであり、P21の「現状と課題」では例示として記載しているが、P23の「施策の方向」では繰り返しになってしまうため記載していない。	資料4-⑨
11	分野別施策「障害のある人」の中で、法定雇用率を守る等の記載は必要ないのか。	P25(11～13行目) 第3章 分野別施策の推進 4 障がい者	現在策定作業を進めている「第5次障がい者計画」の内容を踏まえ、P25(2)現状と課題の中に、法定雇用率の段階的な引き上げに関する記載を <u>追加する</u> 。	資料4-⑩
12	分野別施策「同和問題」のP29で「特別対策」「一般対策」という文言を使用しているが、現方針では「特別対策」「一般施策」となっている。	P29(12～13行目) 第3章 分野別施策の推進 5 同和問題	平成8年の地域改善対策協議会意見具申においても、「特別対策」「一般対策」という文言を使用しており、 <u>修正は行わない</u> 。なお、他県の方針においても「一般施策」という文言は使用していない。	/

## 第2回懇話会等での素案に対する意見への対応について

資料2

No	素案に対する意見の概要	該当箇所	対応	修正内容
13	留学で来た高校生について、大学進学が円滑にいくような施策は行っていないのか。	P32、33 第3章 分野別施策の推進 6 外国人	「みやざきグローバルプラン」では、施策の柱の1つとして、「多文化共生社会づくりの推進」を掲げ、外国人住民に対するコミュニケーション支援や生活支援に取り組むこととしており、本件に関する具体的な施策としては「外国人生徒の進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育の実施」等に取り組むこととしている。 一方で、「宮崎県人権施策基本方針(案)」では、県民意識調査等の結果を踏まえ、外国人の人権に関して特に課題があると考えられる地域社会とのコミュニケーションや就職・仕事の問題、公共施設等での外国語表示等に関する施策を中心に記載している。 そのため、「みやざきグローバルプラン」に基づき、外国人留学生に対する支援は行うが、本意見を踏まえた「宮崎県人権施策基本方針(案)」の修正は行わない。	資料4-⑫
14	分野別施策「その他」について、現方針の「その問題の原因となっている偏見や差別をなくし」という記述が削除されているが、人権問題の原因は「差別や偏見」が多いことから、「偏見や差別をなくす」という表現は残すべきではないか。	P49 第3章 分野別施策の推進 14 その他	素案では、分野別施策「その他」の具体例として「人身取引(※)」をあげたことから、「その問題の原因となっている差別や偏見をなくし、」という記述を削除したが、人権問題の原因は「差別や偏見」であることが多いため、委員意見のとおり「差別や偏見をなくし、」と追記する。 ※現行方針の分野別施策に記載していない人権問題のうち、「働く人の人権問題」「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」「プライバシーの保護に関する人権問題」に次いで、「人身取引に関する人権問題」への関心が高かった。	資料4-⑫
15	分野別施策「その他」について、アイヌや東日本大震災について、列挙するだけでなく問題性を明示すべきではないか。	P49 第3章 分野別施策の推進 14 その他	「その他」にアイヌや東日本大震災、ホームレス、人身取引について詳しく記載する。	資料4-⑫